

おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
 発行人 山本 仁昭 編集人 新井 和彦



岸和田城と桜 (河井俊幸 会員)

目

確定申告期を終えて.....	鳥家 誠(2)
e-Taxの利用状況等について.....	笠原 努(2)
委員会活動報告.....	(3)
第36回支部定期総会のご案内.....	(3)
新春講演会と意見交換会.....	(4)
うまいもんめぐり.....	笠原 努(4)
日帰り支部旅行.....	高橋 晃司(5)
会員ひろば	
所属税理士になりました.....	千葉 照夫(6)
痛風と健康 ~痛風と正面から向き合う	パート3~
.....	相原 進矢(6)
私の青春.....	北川 啓三(7)

次

西税務署からのお知らせ.....	(8)
大阪府・大阪市からのお知らせ.....	(10)
委員会だより	
研修会.....	(12)
ボウリング大会.....	吉栖 照美(12)
租税教室.....	林 愛子(13)
新入・転入会員のご紹介.....	(14)
編集後記.....	(14)
会員の動き.....	(15)
写真コーナー.....	(16)

確定申告期を終えて



税務支援対策委員会担当副支部長

とやまこと
鳥家誠

新緑が目にまぶしくもやさしい季節となりました。西支部の会員先生方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成27年分所得税および消費税確定申告の税務支援につきましてはご多忙の中、延べ171名の会員先生方にご協力いただき、おかげをもちまして税理士の使命の一環としての『税務支援』を無事に果たすことができました。

年金受給者所得税確定申告事前相談をかわきりに、支部間応援による地区相談会場および還付申

告相談センター、また公益社団法人西納税協会からの要請による個人部会の確定申告相談およびe-Taxによる代理送信、大阪商工会議所西支部での確定申告相談を担当していただきました。今後とも、より一層のご協力を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

末尾ながら会員先生方のご健勝、ご多幸、ご事業のさらなるご発展を祈念いたしましてお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

e-Taxの利用状況等について



情報化対策委員会担当副支部長

かさはらつとむ
笠原努

薰風の候、会員の先生方におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平成27年分所得税確定申告におきましては、e-Tax代理送信をはじめ、何かとご協力を賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

e-Taxの利用状況等につきましては、平成26年度はオンライン利用率、ICT活用率ともに前年を上回り、さらなる向上ができました。これも偏に会員先生方の電子申告・電子納税の普及促進に対する深いご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

ご承知のとおり、日本税理士会連合会では電子申告・電子納税の普及・促進に取り組み、毎年確定申告終了後から電子申告の問題点や課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対し改善要望を提示してきました。

国税庁ではこれまで改めて改善に対する具体的な取り組みがなされてきましたが、平成28年4月からは添付書類につき、イメージデータ(PDFデータ)による提出が一部可能となり、また財務諸表及び勘定科目内訳明細書につき、受付可能なデータ形式への変換機能が提供されるなど新たな改善が実施されています。

今後支部におきましても、利用時間のさらなる拡大など特に要望の多い事項を中心に引き続き日本税理士会連合会を通じて国税庁へ提示し続けるとともに、ICT研修会を定期的に行い、e-TaxやICTに関する理解を更に深めていただくことにより、より使い勝手の良い電子申告・電子納税の普及を推進していきたいと考えております。

末筆ながら、会員先生方のご健勝とご事業の一層のご発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

委員会活動報告

(平成27年12月～平成28年3月)

総務委員会

- 12. 16 第5回役員会
- 12. 16 第3回相談役会
- 12~3月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

広報委員会

- 12. 7 支部会報第90号の校正
- 12. 11 支部会報第90号の再校正
- 1. 1 支部会報第90号の発行
- 3. 18 支部会報第91号の紙面構成と原稿依頼

綱紀監察委員会

- 1. 7 綱紀監察研修会
- 3. 30 「事務所の設置」確認調査

財務委員会

- 3. 28 平成27年度決算準備
- 平成28年度予算案作成
- 第36回支部定期総会議案書作成
- 12~3月 支部会費未納者に対し督促

厚生委員会

- 12. 12 日帰り支部旅行
- 1. 27 ボウリング大会

税務支援対策委員会

- 12. 1 支部税対担当者会議
- 12. 2 西納税協会個人部会正副支部長会議
- 1. 26 西納税貯蓄組合連合会組合長会議及び個人部会支部長会議

研修委員会

- 12. 14 第4回ビデオ研修会
- 1. 7 第5回支部研修会
- 3. 28 第5回ビデオ研修会
- 12月 第2回研修図書配付

情報化対策委員会

- 12. 4 「e-Taxの便利な活用方法」研修会
- 2. 8~9 「協議派遣方式e-Tax代理送信」研修会
- 3. 28 第36回支部定期総会議案書作成
- 3. 29 支部情報システム担当者会議
- 12~3月 支部ホームページ及び会員名簿の更新

【第36回支部定期総会のご案内】

日付：平成28年6月1日(水)

場所：ホテル大阪ベイタワー

《支部定期総会》

時間：午後3時～5時
会場：4F ベイタワーホール

《意見交換会》

時間：午後6時～8時
会場：4F ベイタワーホール

※出欠にかかわらず委任状は必ず提出してください。

平成28年 新春講演会と意見交換会

1月7日(木) 午後5時よりホテルモントレグラスミア大阪において、恒例の新春講演会と意見交換会が開催されました。

第1部講演会では講師として西税務署副署長玉置真一郎様をお招きし、「雑感」～わが国の宇宙開発に思うこと～と題してご講演いただきました。

「マイナンバー制度元年」「ICTの更なる推進」「確定申告の協力依頼」などのお話の後、我が国と諸外国の宇宙開発予算やロケットの運用状況比較に始まり、宇宙飛行士（古川 聰）の著書を引用してリーダーシップの大切さやストレスへの対応方法についてお話されるなど非常に興味深いご講演でした。



四支部 意見交換会



第2部の意見交換会は、成瀬裕署長をはじめ西税務署幹部の方々、公益社団法人西納税協会から山崎義彰専務理事をご来賓としてお招きしました。

支部長挨拶そしてご来賓を代表して成瀬裕署長にご挨拶いただいた後、十時孝志副署長の乾杯により意見交換会が始まりました。終始おだやかで和気あいあいとした雰囲気の中で、あちらこちらで懇談の花が咲くなど活気あふれる意見交換がなされて友好を深めました。

名残惜しさを感じながらも田中保良相談役の中締めによりお開きとなりましたが、多くの若手会員や女性会員もご参加いただき、今後の支部活動に期待を抱かせる意見交換会でした。

うまいもんめぐり

1. 店名他

自然派カフェ 米野かりい堂
大阪市西区新町1-12-8 シーズ本町南Ⅱ1階
(四ツ橋駅1・A出口より徒歩4分)
電話：06-6533-6877
営業時間：11:00～16:00、18:00～21:30
定休日：毎週火曜日、盆・正月
平均予算：1,000～2,000円(昼夜とも)

2. 紹介者 笠原 努会員

3. おすすめ

米・野菜は減・無農薬、スパイスはすべてオーガニックと素材すべてに気を使った体に優しい自然派カレー。
カレーのベースとトッピングをいろいろと選べて組合せ自由。おすすめは、無漂白ココナッツミルクを使った“アジアンカリー”。野菜トッピングのちょい辛が私のお気に入りです。夜はメニューが増えるので、ランチだけでなく夕食としても利用できるお店です。



あなたのお勧めのお店をご紹介ください。



回り支部旅行

～老舗料亭のカニ料理と丹後の酒蔵見学～ カニ堪能の旅

誰かさん（私の父）が初参加の人に原稿を書いてもらうという制度を作ったことにより、その役目が今年は私に回ってきました。

文才は全くない身ですので、稚拙な内容であることあらかじめご容赦ください。

毎年、父から支部旅行は豪華で楽しいと聞いていたため、税理士となり、参加することを楽しみにしておりました。今年ついに念願叶い初参加。旅先は京都丹後。父から聞いていた通り行きのバス中から宴会状態。この時点で、楽しい旅になることを確信しました。

まず初めに酒蔵見学です。酒蔵の中を一通り見学後、お酒の購入コーナーへ。試飲だけで済まる方もおりましたが、多くの先生方は、帰りのバス中で飲むためなのか、はたまた次のカニ料理に合うお酒なのか、たくさんご購入されているよう思いました。

その後、少しバスを走らせ、この旅のメインであるカニ料理へ。

たか
高 橋 晃 司



カニすきに、焼きガニ等々、カニがおいしい時期でもあり、提供されるカニのおいしいこと、おいしいこと！周りを気にせず恥ずかしいくらいただいてしまいました。カニすきの〆である雑炊まで、満喫させていただきました。

楽しい時間というのはあっという間に過ぎ去るもので、気が付くと予定していた時間を30分もオーバーしておりました。そのため、集合写真も撮らず次の目的地天橋立・智恩寺（智恵の文殊堂）へ。

知恵の輪灯籠をくぐって海に落ちると誰かさん（前述参照）に言わされたため、知恵の輪をくぐりました。思ったより高い位置にありましたが、海に落ちることなく、くぐることができました。さて、私に知恵はついたのでしょうか？残念なことに、今のところそのような兆候は全く見受けられません。

初参加でもめっちゃ楽しめました。まだ参加したことのない先生方も来年以降ぜひ参加してみては？おすすめですよ！



左手前が筆者



所属税理士になりました

千葉 照夫



最近は自分の読解力の衰えや税制対応への注意力の希薄さが随分気がかりでした。税法の本を読んでもなかなか頭に入らない。理解にも苦しむことが多くなった。そんな自分がお客様に如何に提案していくのか。と考える時自分は随分頭が悪くなつたもんだと自信を無くしてしまいます。「瀧谷君、ここはどう理解すればいいの? 現税制でこのところは適正だろうか? この税制の適用開始はいつからだった?」瀧谷からは「この案件はこちらの税制を適用すれば節税になりますね。」…!

また、パソコンでの処理や対応。若い人にはこれまでついていけない。特にパソコンに関しては相当ギャップを感じております。自分が勉強しないのだから当然のことと認識しつつも、だから明日から猛勉強とは気持ちの切り替えは難しい。幸いにも弊事務所には素晴らしいコンピューターに詳しいもう一人の税理士清水がいてくれて助けになりました。やはり今後はどの業界でもパソコンを駆使できなければ、もうおいてゆかれるでしょう。それは明白な事実です。

自分の中には税制改正が複雑かつ多変革になつたこともあるだろう。と思いつつもそれでもついてゆかねばならないのに、アップアップしている自分がそこに居る。税制がいかに複雑難解になつたとしてもプロならそれについてゆかねばならない。当然のことだ。それが出来ないなら、またパソコンが使えないならやはりいつまでもやるべきではない。顧問先は税理士である私を頼り信じて相談してくれているのだから。

悶々と考える日々が多くなってきました。やはり年齢的に税理士という職業を続けるには難

しくなつてきているのではないだろうか。お客様から「もう千葉先生は頼りないなあ。複雑な相談事は頼めないなあ。」と思われてからでは遅い。今ならまだ顧問先にご迷惑かけることなくスムーズにバトンタッチできる。

弊事務所では税理士が二人いてくれています。彼らにバトンを渡そう。彼らなら立派に引き継いでくれるだろう。私は現在68才、一年程引き継ぎサポートして70才までには完全撤退するのがいいのではないか。

平成28年1月1日（登録上は少しづれがあります。）に所属税理士になりました。

痛風と健康 ～痛風と正面から向き合う パート3～

相原進矢



またもや「おおかわ」の会報に寄稿させていただきましたことになりました相原進矢と申します。「おおかわ」への寄稿はこれで3回目となります。皆様の中でも記憶に残っておられる方は数名おられるでしょうが、今回も前回・前々回の続きという形で書かせていただきます。

痛風発作の第1回目は平成22年3月、第2回目は平成25年4月、そして残念ながら平成27年6月と平成28年3月にまたもや再発をしてしまいました。

これには私の中で誤算がありました。それは肥満でない人は痛風になりにくい、だからお酒を飲んでも大丈夫という誤解です。

と言いますのも、私は平成27年10月から半年間で体重10kg減に成功しました。実際には3ヶ月間で7kgくらい減少し、そこからはゆるやかに減少していきました。

柔道をしていた学生時代に比べると運動量が減っているのに、ずっと高カロリーな食事を続けており、気が付けば体重はなんと77kgにまで増加していました。

昨年10月に、仕事で講師をさせていただく機会があり、5年前の写真を送ると、「全然違うじゃないですか！？ハハハ」と小馬鹿にされてしまいました。

それがダイエットのきっかけです。しかし、ライザップの様な無理な減量では、すぐにリバウンドをしてしまうと思い、以下の5か条だけを守ることに徹しました。

①食事への執着心を捨てる②大盛・間食は止める③マクドナルドは止める④飲み会以外の晩御飯は炭水化物を減らす⑤朝と昼はしっかり食べる。

初めの1ヶ月は摂取カロリーが急激に減ったため、相当ストレスでした。子供と遊園地に行っても一緒にお子様ランチを食べたりしていました。とにかく腹が減りイライラしましたが、次第に胃も小さくなり、今では全然苦痛もなく、体重も66～67kgをキープしています。

体重が減少して思った事は、体が軽いという事です。あと嬉しい誤算としては食費が安くつくという事です。OLの様なランチでも満足できる体质になったという事です。

体重が減少すれば嬉しい事づくしです。皆様も健康とお財布のため、独自のダイエットを敢行されてはいかがでしょうか。

私の青春

— * — * — * — * — * —
きた がわ けい ぞう
北川 啓三



私の青春時代は、昭和30年代で当時は、まだ復興途上にあって、娯楽は映画を観るか、ラジオか

葉月会のご案内

葉月会は近畿税理士会西支部に所属する45歳以下の税理士で構成される任意団体で、主に会員の資質向上のための研修と相互親睦活動を行っています。45歳を超えて、他支部へ

ら流れてくる歌謡曲を聴いて楽しむ程度であった。

しかし、その後ラジオを聴く楽しみからテレビを観る楽しみに移行していく時代でもあった。

当時に覚えた歌は、今でも思い出す時がある。

先日、友人とタクシーに乗った時の会話。

私 「西梅田まで行って。」

運転手 「堺筋か、谷町筋かどちらからも、行けますけど、どうしましょう。」

友人 「どっちから行っても良いけど、遠廻りして行ったらあかんで。」

その会話を聴いて、思わず、

私 「遠廻りして良い時は、月がとっても青い時だけやで。」

運転手 「さすが年の功や、ええセリフが直ぐに出来ますなあ。

今の若い者には、何んのことか分からんやろけど。」

昭和30年、菅原都々子の「月がとっても青いから」の歌詞を引用しただけの話であるが、ヒットした歌は、今でも身体のどこか片すみに覚えているものである。

昭和30年から40年は、「昭和歌謡の黄金時代」と言われて、数多くの名曲が誕生している。当時の歌手の人達は、現在、数少なくなり残念であるが仕方のないことである。

しかし、今でも当時の姿が時々テレビで放映されるので、なつかしく観ながら口ずさんでいるのである。

私は、これからも「古くさい歌」と言われても声の出る限り青春時代に覚えた「ナツメロ」を唄いつづけていくつもりである。

転出しても準会員として参加いただけます。

さらに、認定研修の認定団体ですので、葉月会の行う研修は原則として研修規則に係る認定研修となります。

西税務署からのお知らせ

1 納期限のお知らせ

関与先に対する納付指導をよろしくお願ひします。

- (1) 平成27年分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の「納期限」及び「振替納付日」

納 期 限	振替納付日
平成28年5月31日(火)	

- (2) 平成28年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の「納期限」及び「振替納付日」

課 税 期 間	納 期 限	振替納付日
28.1.1～28.1.31 中間1回目分(年11回)		
28.2.1～28.2.29 中間2回目分(年11回)	平成28年5月31日(火)	平成28年6月24日(金)
28.3.1～28.3.31 中間3回目分(年11回)		
28.1.1～28.3.31 中間1回目分(年3回)		

2 ダイレクト納付の普及拡大

ダイレクト納付とは、事前に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

先生方におかれましても自ら積極的に利用していただきますとともに、関与先への利用勧奨もよろしくお願ひします。

3 納税証明書のオンライン請求の普及拡大

納税証明書を自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取ることができます（電子証明書やICカードリーダライタは不要です。）。

待ち時間が短縮され、手数料も安くなりますので、是非、ご利用ください。

4 給与所得者の特定支出控除の改正（平成26年度改正）

給与所得者の特定支出控除について、一律に、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとなりました。

5 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化（平成27年度改正）

確定申告において、国外に居住している親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要になりました（既に「扶養控除等申告書」等に添付等している場合は除きます。）。

6 法人税の税制改正（平成27年度改正）

(1) 法人税の税率の引下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、普通法人、一般社団法人又は人格のない社団等に対する法人税の税率が25.5%から23.9%に引下げられました。（平成28年改正でも更に法人税率が引下げられました。）

また、中小企業者等の法人税率の特例（年800万円以下の部分）について、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。

税目	改正年度	改正前	平27年改正 (平27.4.1以降開始事業年度)	(参考) 平28年改正 (平28.4.1以降開始事業年度)
法 人 税 率		25.5%	23.9%	23.4%
法 人 事 業 税 所 得 割 (標準税率)		7.2%	6.0%	3.6%
国・地方の法人実効税率		34.62%	32.11% (▲2.51%)	29.97% (▲4.65%)

(2) 欠損金繰越控除の見直し

平成29年4月1日以後に開始する事業年度については、欠損金等の繰越期間が9年から10年に延長されました。また、同時に欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存期間も9年から10年に延長されました。

(3) 受取配当金損金不算入制度の見直し

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から受取配当金の益金不算入割合が次の表のとおりとされました。

配当等	改正前		改 正 後	
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
100%	100分の100	100%	100分の100	100分の100
25%以上	100分の100	1/3超	100分の100	100分の100
25%未満	100分の50	5%超1/3以下	100分の50	100分の50
5%以下		5%以下	100分の20	100分の20
株式投資信託の分配金	分配金の額の1/2又は1/4の額について100分の50が益金不算入。	全額益金算入。 ただし、特定株式投資信託の分配金については100分の20が益金不算入。		

7 源泉徴収税額表の改正

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改 正 前	改 正 後	
	平成25年～平成27年分の所得税	平成28年分の所得税	平成29年分以後の所得税
上 限 額 が 適 用 さ れ る 給 与 収 入	1,500万円超	1,200万円超	1,000円万円超
給 与 所 得 控 除 の 上 限 額	245万円	230万円	220万円

この改正に伴い、平成28年分及び平成29年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成28年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成28年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

なお、「平成28年分 源泉徴収税額表」は昨年の年末調整関係用紙に同封されたほか、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) にも掲載しております。

大阪府からのお知らせ

自動車税の納期限は、5月31日(火)です

自動車税は4月1日現在の所有者(使用者)にかかります。納付は納税通知書裏面に記載の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア又は府税事務所で、納期限までにお忘れなく。

また、クレジットカードによる納付も可能です。(納税通知書に同封しておりますチラシをご覧ください。)

自動車税に関する
お問い合わせは

大阪自動車税コールセンター 「0570-020156」まで
受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません)
PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6776-7021までお願いします。



大阪府と府内市町村では、

平成30年度から

原則として、すべての事業主の皆様を
特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの

特別徴収を徹底します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収(給与から差し引き)が法律で義務付けられています。

※一部の自治体では、先行して平成28年度から特別徴収義務者の指定を行っていきます。

お問合せ先：具体的な手続きに関するお問合せは、従業員の方がお住まいの
市町村の個人住民税特別徴収担当までお問合せください。

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

【Web口座振替受付サービスのご案内】

**市税・国保・介護の
口座振替・自動払込のお申込みが
パソコン・スマートフォン等からできるようになりました。**

【お申込み可能な徴収金】

- * 市・府民税(普通徴収)
- * 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- * 固定資産税(償却資産)
- * 国民健康保険料
- * 介護保険料

手続き簡単

【利用できる方】

対応金融機関預貯金口座のキャッシュカードをお持ちの個人の方
(※法人口座での利用はできません。)

印鑑不要

【対応金融機関】

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、
近畿大阪銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、
永和信用金庫、北おおさか信用金庫、ゆうちょ銀行

24時間申込可能

《問い合わせ先》

市税	財政局 船場法人市税事務所収納管理グループ(電話番号 4705-2931) ※開庁時間 (平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00))
国保	各区役所保健年金業務(管理)担当
介護	各区役所保健福祉課(介護保険)

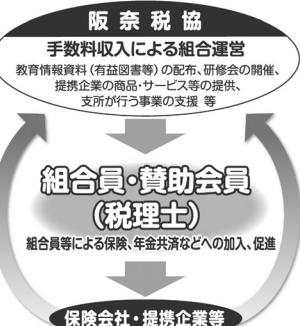
詳しくは大阪市ホームページを
ご覧ください。

大阪市 Web口座振替

検索

大阪・奈良税理士協同組合は……スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。

阪奈税協の 共済制度へご加入、 または関与先様へ ご紹介ください。



ゆとりのために 経営者のための 退職金

小規模企業共済制度

退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。

- 掛金は損金(必要経費)に算入可能
- 月々1,000円~70,000円の範囲内で自由に選択可能
- 共済金は「廃業」「退職」時に受取りでき、節税効果もあり
- 共済金受取方法は、「一括」「分割」「併用」の選択可能
- いざという時、災害時等に貸付を受けられる制度あり

阪奈税協 事務局または
(株)日税サービス
TEL.06-4794-0071

もしものときに 経営 セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度

取引先の倒産!
もしものときの資金調達
しっかりとサポートします。

- 掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円まで)の借入が可能
- 無担保・無保証人で借入可能
- 掛金は損金(必要経費)に算入可能
- 40ヶ月以上納付、任意解約の場合、100%掛金が戻ります(12ヶ月未満は掛け捨て)

阪奈税協 事務局または
(株)日税サービス
TEL.06-4794-0071

労働意欲 元気の源 中退共

中小企業退職金制度

国がサポートする中小企業のための
退職金制度です。

- 国の制度だから安心・確実
- 掛金の一部を国が助成
- 外部積立型だから管理がカンタン
- 掛金は全額非課税、手数料もかかりません
- パートさんも加入できます

※近畿税協連扱い

阪奈税協 事務局または
大同生命保険(株)
TEL.06-6943-4915

※ご契約の場合、紹介事務費をお支払いたします。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)
TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

近畿税理士会西支部の皆様へ

日本税理士共済会は、
税理士どうしの助け合いから
はじめました。

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に
業界で最初に生まれた税理士どうしの助け合い。
それが原点です。

営利を目的とせず、税理士によって運営され、
一貫して税理士とその家族、事務所職員の皆様の
共済事業を行っております。

ぜひご加入ください。 日本税理士共済会
理事長 石丸 修太郎



税理士事務所・
税理士法人の職員の方は
単独でも加入できます

- 税理士団体保障
- 選べる医療保障マイセレクト
- 所得補償
- おしどり保障
- 個人年金
- 大型年金
- 普通年金
- ハイパーメディカル



電話(03)5740-0321 FAX(03)5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

*詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽にお電話ください。 ホームページはこちら→<http://www.zeirishikyosai.com>
日本税理士共済会は、公益財団法人 日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



委員会だより



第5回 支部研修会

平成28年1月7日(木) 午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成27年度第5回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

第1部として講師に税理士の鹿田良美先生をお迎えし「綱紀監察研修会」、第2部として講師に税理士の櫻井圭一先生をお迎えし「平成27年分確定申告期に留意すべき事項」と題して2部構成にてご講演頂きました。

第1部は税理士業務の日常の中での実例を取り上げながらの綱紀監察事例をご紹介頂き、第2部ではこれから繁忙期に注意すべき例を改正点を中心にご紹介頂きとても参考になる内容でした。鹿田先生と櫻井先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数	西支部	56人	港支部	30人
	他支部	1人	合計	87人



ボウリング大会

よし すみ てる み
吉 栖 照 美

平成28年1月27日、ラウンドワンスタジアム千日前店において、恒例のボウリング大会が開催され、ルンルンと出かけました。てっきりいつもの所が改名したと思っていましたが、念のため吉村副支部長に確認したところ千日前通りより北側とのこと。結局同行させてもらうと、そこは今風のモダンな会場でした。

私はまぐれで22年にも優勝しましたが、その時は1ゲーム2ゲームに各々20点のハンディをもらっての優勝でした。

でも今回はハンディなしでも $155 + 160 = 315$ の高得点での優勝で、私が一番びっくりしています。その原因は何かと考えるに、1組3人のプレイのところ1人欠席で、新入会の若くて背の高い島田会員と2人でしたが、ほめ上手で気分よくプレイできたからではないかと・・・。島田さんの若きエネルギーを吸収したおかげかスペアも外す気がしないほど乗りに乗っての楽しいゲームになり、めでたく優勝できました。

順位	氏名	1G	2G	ハンディ	合計
優勝	吉栖 照美	155	160	40	355
準優勝	神田 有啓	129	172		301
3位	住谷 清治	147	147		294



租税教室

はやし
林 愛子

平成28年2月9日に大阪市立西高等学校で租税教室の講師を担当させていただきました。対象となる生徒さんは流通経済科の1年生2クラス80名でした。

冒頭で税理士という職業の紹介をした後に、国税庁の「私たちの生活と財政の役割」という教材を使用し、税金はなぜ払う必要があるのか、どのように使われているのかを説明し、有権者が間接的に税法や税金の使い道を決めているのだということを解説しました。また、日本の財政についても簡単にご紹介しました。

前年までは、プロジェクトを使用した授業が行われていましたが、今年はプロジェクトの使用が難しい状況だったこともあり、グループディスカ

ッション形式の授業を試みました。

前年までとは異なる試みに若干の不安はありましたが、いずれのクラスでも楽しい雰囲気の中で活発な議論が交わされ、授業を通して伝えたかったことは理解してもらえたように思います。

また、今回の講義は私自身にとっても貴重な体験となりました。ありがとうございました。



『税理士業務処理簿』作っていますか?

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は
近畿税理士会
ホームページに
掲載されています。

近畿税理士会
<http://www.kinzei.or.jp/>

近税パソネット
IDとパスワードは
お問い合わせください

業務関係
資料室

新入・転入会員です、よろしくお願いします。



氏名 濑谷研二

生年月日 昭和44年5月10日

出身地 大阪府

血液型 O型

事務所 西区阿波座1-13-15

クリエイトビル6F

TEL 06-6536-2789

経歴 大阪府立大学卒

趣味 下手くそなゴルフとテニス

信条 ほどよく生きる

一言 平成28年1月から千葉照夫税理士事務所を承継することとなり、豊能支部より転入いたしました。

千葉大先生の事務所を引き継ぐということで、五臓六腑が無くなる思いでしたが、開き直りながら必死に頑張りたいかと存じます。

いつまでたっても己の未熟さに嫌気がさしますが、未熟さゆえに謙虚に、税理士業を励んでいきますのでよろしくお願いします。



氏名 中林慧治

生年月日 昭和57年2月12日

出身地 千葉県

血液型 B型

事務所 西区阿波座1-5-2

TEL 06-6536-5572

経歴 平成16年 早稲田大学社会科学部卒業

平成26年3月 税理士登録

趣味 スノーボード

一言 神戸支部から転入しました。大阪を楽しみながらがんばります。



氏名 松本健司

生年月日 昭和52年3月12日

出身地 奈良県

血液型 A型

事務所 西区立売堀3-7-11

TEL 06-6535-7212

経歴 和歌山大卒、桃山学院大学大学院修了

趣味 食べ飲み歩き

信条 為せば成る、為さねば成らぬ何事も

一言 よろしくお願い致します。

編集後記

すがすがしい時季もひと時。夏が近づいています。

今年の夏は、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが開催されます。水泳界のレジェンドが五輪代表になれなかつたことは世代交代を実感したものです。消費税10%再増税、軽減税率の行方は・・・関西経済の活況を望みます。

「おおさか西」は会員交流の場です。原稿・写真等ご投稿をお願いいたします。

(尾本美恵子)

会員の動き

平成27年12月1日～平成28年3月31日

◎新入・転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
27.12.12	125844	平田 恭久	転入	西区阿波座1-4-1 野村不動産四ツ橋ビル8階 TFG税理士法人	6538-0872	6538-0896	神戸より
28.01.05	105181	瀧谷 研二	転入	西区阿波座1-13-15 クリエイトビル	6536-2789	6536-3016	豊能より
28.01.08	126648	中林 慧治	転入	西区阿波座1-5-2 第4富士ビル 杉田宗久税理士事務所	6536-5572	6536-5703	神戸より
28.01.20	131752	松澤 智也	入会	西区新町1-13-16 瀬戸松ビル7階 寺口昌伸税理士事務所	6538-5666	6538-5636	
28.02.02	92173	竹内 英二	転入	西区阿波座1-6-1 MID西本町ビル4階 三原秀章税理士事務所	6535-1250	6535-1251	北より
28.02.17	131860	鳥居 等	入会	西区新町1-5-7 四ツ橋ビルディング302 井上雷太税理士事務所	6539-7000	6539-7011	
28.02.17	131865	松本 健司	入会	西区立売堀3-7-11	6535-7212		
28.02.17	131866	植木 靖	入会	西区西本町1-5-7 本町新興産ビル9階E号室 藤田正人税理士事務所	6543-6550	6543-6550	
28.02.17	131884	中元寺 亮	入会	西区鞠本町1-5-7 本町ステップビル 税理士法人脇阪会計事務所	6443-6780	6443-6700	
28.02.17	131903	中井 芳亮	入会	西区鞠本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング9階 AGS税理士法人大阪支社	6449-6678	6449-6698	
28.03.23	132121	南毅治	入会	西区阿波座1-3-18 エッグビル本町404号	090-8456-2896		

◎転出・退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
27.12.07	117589	薄木 英二郎	転出	大阪市中央区安土町1-6-18 第2杉本ビル6階 税理士法人伊戸総合会計事務所	6262-3300		東へ
27.12.07	119064	伊戸 章悟	転出	大阪市中央区安土町1-6-18 第2杉本ビル6階 税理士法人伊戸総合会計事務所	6262-3300		東へ
27.12.07	120928	坂本 貴俊	転出	堺市西区北条町2丁8-8	072-320-0666		堺へ
28.01.06	76801	橋本 能也	転出	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル	078-252-0211		神戸へ
27.12.31	103145	前田 努	退会	大阪市西区鞠本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング9階 AGS税理士法人大阪支社	6449-6678		東京会へ
28.01.07	124077	清水 孝宏	転出	大阪市中央区平野町1-8-13 平野町八千代ビル6階	6228-3467		東へ
28.01.28	107353	梅田 大作	退会	大阪市西区鞠本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング9階 AGS税理士法人大阪支社	6449-6678		東京会へ
28.01.30	11888	山本 守昭	退会	大阪市西区鞠本町3-5-28	6441-4453		死亡
28.02.05	130613	仁田 亮	転出	神戸市中央区三宮町1-1-1 税理士法人神戸会計社	078-392-7633		神戸へ
28.03.01	113294	高橋 誠一	転出	大阪市東成区神路1-6-14 パールハイム深江橋401号室	6753-8378		東成へ
28.03.01	131884	中元寺 亮	転出	大阪市中央区南船場2-8-11 8階 804号室	6266-4931		南へ

3月31日現在 会員数 343名 法人会員数 26件

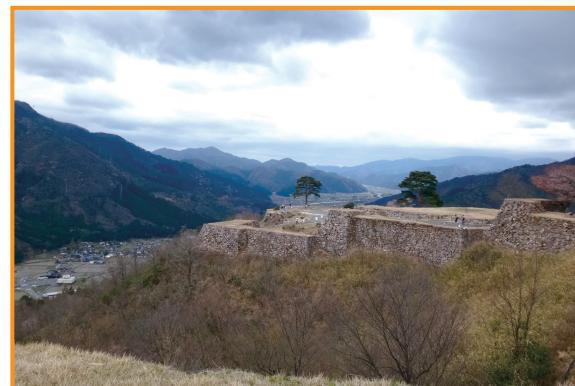
写 真 コーナー

▲虹とさくら（坂口宗春 会員）

▼竹田城跡（吉栖照美 会員）



▲奈良東大寺二月堂お水取り（吉栖照美 会員）

▲立雲峡より竹田城跡を望む
(尾本美恵子 会員)◀ジンバブエから見た水煙をあげる
ビクトリア・フォール
(吉栖照美 会員)